

○柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例

平成24年12月26日
条例第50号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 訪問介護(第6条—第7条)
- 第3章 訪問入浴介護(第8条・第9条)
- 第4章 訪問看護(第10条)
- 第5章 訪問リハビリテーション(第11条)
- 第6章 居宅療養管理指導(第12条)
- 第7章 通所介護(第13条—第15条)
- 第8章 通所リハビリテーション(第16条)
- 第9章 短期入所生活介護(第17条—第25条)
- 第10章 短期入所療養介護(第26条—第30条)
- 第11章 特定施設入居者生活介護(第31条—第34条)
- 第12章 福祉用具貸与(第35条・第36条)
- 第13章 特定福祉用具販売(第37条)
- 第14章 雑則(第38条)
- 附則

- 第1章 総則
(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条第1項第2号、法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第3条において同じ。)、法第72条の2第1項各号並びに法第74条第1項及び第2項の規定により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者を定めるものとする。

(平30条例12・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。

(指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者)

第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第126条の4の2に定めるところによる。

(平27条例7・一部改正)

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準については、次条から第18条まで、第20条、第22条、第22条の2、第22条の4、第23条、第25条、第26条、第28条、第30条、第32条及び第34条から第37条までに定めるもののほか、基準省令第3条から第217条まで(次に掲げる規定を除く。)に定めるところによる。

- (1) 基準省令第39条第2項
- (2) 基準省令第39条の3(基準省令第39条第2項の準用に係る部分に限る。)
- (3) 基準省令第43条(基準省令第39条第2項の準用に係る部分に限る。)
- (4) 基準省令第53条の3第2項
- (5) 基準省令第58条(基準省令第53条の3第2項の準用に係る部分に限る。)
- (6) 基準省令第73条の2第2項
- (7) 基準省令第82条の2第2項
- (8) 基準省令第90条の2第2項
- (9) 基準省令第104条の4第2項
- (10) 基準省令第105条の3(基準省令第104条の4第2項の準用に係る部分に限る。)
- (11) 基準省令第109条(基準省令第104条の4第2項の準用に係る部分に限る。)
- (12) 基準省令第118条の2第2項
- (13) 基準省令第124条第5項(基準省令第124条第7項第1号に係る部分に限る。)、第7項第1号及び第8項(基準省令第124条第7項第1号及び指定介護予防サービス等基準第132条第7項第1号に係る部分に限る。)

- (14) [基準省令第130条第2項](#)
- (15) [基準省令第139条の3第2項](#)
- (16) [基準省令第140条の13](#)([基準省令第139条の3第2項](#)の準用に係る部分に限る。)
- (17) [基準省令第140条の15](#)([基準省令第130条第2項](#)及び[第139条の3第2項](#)の準用に係る部分に限る。)
- (18) [基準省令第140条の32](#)([基準省令第130条第2項](#)及び[第139条の3第2項](#)の準用に係る部分に限る。)
- (19) [基準省令第150条第2項](#)
- (20) [基準省令第154条の2第2項](#)
- (21) [基準省令第155条の12](#)([基準省令第154条の2第2項](#)の準用に係る部分に限る。)
- (22) [基準省令第191条の3第2項](#)
- (23) [基準省令第192条の11第2項](#)
- (24) [基準省令第204条の2第2項](#)
- (25) [基準省令第206条](#)([基準省令第204条の2第2項](#)の準用に係る部分に限る。)
- (26) [基準省令第215条第2項](#)

(平27条例7・平28条例21・平30条例12・令3条例11・令6条例7・一部改正)

(暴力団の排除)

第5条 指定居宅サービス事業者(法人であるものに限る。), 共生型居宅サービスの事業を行う者(法人であるものに限る。)&及び基準該当居宅サービスの事業を行う者(法人であるものに限る。)の役員([法第70条第2項第6号](#)に規定する役員をいう。)&及びその事業所を管理する者は, 暴力団員等([柏市暴力団排除条例\(平成24年柏市条例第4号\)第2条第3号](#)に規定する暴力団員等をいう。[次項](#)において同じ。))であってはならない。

2 指定居宅サービス事業者(法人であるものを除く。), 共生型居宅サービスの事業を行う者(法人であるものを除く。)&及び基準該当居宅サービスの事業を行う者(法人であるものを除く。)&並びにその事業所を管理する者は, 暴力団員等であってはならない。

(平30条例12・一部改正)

第2章 訪問介護

(記録の整備)

第6条 指定訪問介護事業者は, 利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し, その完結の日から2年間([第2号](#)及び[第7号](#)に掲げる記録にあつては, 5年間)保存しなければならない。

- (1) 訪問介護計画
- (2) [基準省令第19条第2項](#)の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) [基準省令第23条第4号](#)の規定による身体的拘束等の態様及び時間, その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) [基準省令第26条](#)の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) [基準省令第36条第2項](#)の規定による苦情の内容等の記録
- (6) [基準省令第37条第2項](#)の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 従業者の勤務の記録

(令6条例7・一部改正)

(共生型訪問介護に係る記録の整備)

第6条の2 共生型訪問介護事業者(共生型訪問介護の事業を行う指定居宅介護事業者及び重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者をいう。))は, 利用者に対する共生型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し, その完結の日から2年間([第2号](#)及び[第7号](#)に掲げる記録にあつては, 5年間)保存しなければならない。

- (1) 訪問介護計画
- (2) [基準省令第39条の3](#)において準用する[基準省令第19条第2項](#)の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) [基準省令第39条の3](#)において準用する[基準省令第23条第4号](#)の規定による身体的拘束等の態様及び時間, その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) [基準省令第39条の3](#)において準用する[基準省令第26条](#)の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) [基準省令第39条の3](#)において準用する[基準省令第36条第2項](#)の規定による苦情の内容等の記録
- (6) [基準省令第39条の3](#)において準用する[基準省令第37条第2項](#)の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 従業者の勤務の記録

(平30条例12・追加, 令6条例7・一部改正)

(基準該当訪問介護に係る記録の整備)

第7条 基準該当訪問介護事業者は, 利用者に対する基準該当訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し, その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあっては, 5年間)保存しなければならない。

- (1) 訪問介護計画
- (2) 基準省令第43条において準用する基準省令第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 基準省令第43条において準用する基準省令第23条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間, その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 基準省令第43条において準用する基準省令第26条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 基準省令第43条において準用する基準省令第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 基準省令第43条において準用する基準省令第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 従業者の勤務の記録
(令6条例7・一部改正)

第3章 訪問入浴介護

(記録の整備)

第8条 指定訪問入浴介護事業者は, 利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し, その完結の日から2年間(第1号及び第6号に掲げる記録にあっては, 5年間)保存しなければならない。

- (1) 基準省令第54条において準用する基準省令第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 基準省令第50条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間, その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 基準省令第54条において準用する基準省令第26条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 基準省令第54条において準用する基準省令第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 基準省令第54条において準用する基準省令第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 従業者の勤務の記録
(令6条例7・一部改正)

(基準該当訪問入浴介護に係る記録の整備)

第9条 基準該当訪問入浴介護の事業を行う者は, 利用者に対する基準該当訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し, その完結の日から2年間(第1号及び第6号に掲げる記録にあっては, 5年間)保存しなければならない。

- (1) 基準省令第58条において準用する基準省令第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 基準省令第58条において準用する基準省令第50条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間, その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 基準省令第58条において準用する基準省令第26条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 基準省令第58条において準用する基準省令第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 基準省令第58条において準用する基準省令第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 従業者の勤務の記録
(令6条例7・一部改正)

第4章 訪問看護

(記録の整備)

第10条 指定訪問看護事業者は, 利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し, その完結の日から2年間(第4号及び第9号に掲げる記録にあっては, 5年間)保存しなければならない。

- (1) 基準省令第69条第2項に規定する主治の医師による指示の文書
- (2) 訪問看護計画書
- (3) 訪問看護報告書

- (4) [基準省令第74条](#)において準用する[基準省令第19条第2項](#)の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) [基準省令第68条第4号](#)の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (6) [基準省令第74条](#)において準用する[基準省令第26条](#)の規定による市町村への通知に係る記録
- (7) [基準省令第74条](#)において準用する[基準省令第36条第2項](#)の規定による苦情の内容等の記録
- (8) [基準省令第74条](#)において準用する[基準省令第37条第2項](#)の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (9) 従業者の勤務の記録
(令6条例7・一部改正)
第5章 訪問リハビリテーション
(記録の整備)

第11条 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間([第2号](#)及び[第7号](#))に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 訪問リハビリテーション計画
- (2) [基準省令第83条](#)において準用する[基準省令第19条第2項](#)の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) [基準省令第80条第4号](#)の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) [基準省令第83条](#)において準用する[基準省令第26条](#)の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) [基準省令第83条](#)において準用する[基準省令第36条第2項](#)の規定による苦情の内容等の記録
- (6) [基準省令第83条](#)において準用する[基準省令第37条第2項](#)の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 従業者の勤務の記録
(令6条例7・一部改正)
第6章 居宅療養管理指導
(記録の整備)

第12条 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間([第1号](#)及び[第6号](#))に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) [基準省令第91条](#)において準用する[基準省令第19条第2項](#)の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) [基準省令第89条第1項第5号](#)、[第2項第4号](#)及び[第3項第4号](#)の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) [基準省令第91条](#)において準用する[基準省令第26条](#)の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) [基準省令第91条](#)において準用する[基準省令第36条第2項](#)の規定による苦情の内容等の記録
- (5) [基準省令第91条](#)において準用する[基準省令第37条第2項](#)の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 従業者の勤務の記録
(令6条例7・一部改正)
第7章 通所介護
(記録の整備)

第13条 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間([第2号](#)及び[第7号](#))に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 通所介護計画
- (2) [基準省令第105条](#)において準用する[基準省令第19条第2項](#)の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) [基準省令第98条第4号](#)の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) [基準省令第105条](#)において準用する[基準省令第26条](#)の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) [基準省令第105条](#)において準用する[基準省令第36条第2項](#)の規定による苦情の内容等の記録

- (6) [基準省令第104条の3第2項](#)の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) 従業者の勤務の記録
(平27条例7・令3条例11・令6条例7・一部改正)
- (共生型通所介護に係る記録の整備)

第14条 共生型通所介護事業者は、利用者に対する共生型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間([第2号](#)及び[第7号](#))に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 通所介護計画
 - (2) [基準省令第105条の3](#)において準用する[基準省令第19条第2項](#)の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) [基準省令第105条の3](#)において準用する[基準省令第98条第4号](#)の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) [基準省令第105条の3](#)において準用する[基準省令第26条](#)の規定による市町村への通知に係る記録
 - (5) [基準省令第105条の3](#)において準用する[基準省令第36条第2項](#)の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) [基準省令第105条の3](#)において準用する[基準省令第104条の3第2項](#)の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) 従業者の勤務の記録
(平30条例12・全改, 令3条例11・令6条例7・一部改正)
- (基準該当通所介護に係る記録の整備)

第15条 基準該当通所介護事業者は、利用者に対する基準該当通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間([第2号](#)及び[第7号](#))に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 通所介護計画
- (2) [基準省令第109条](#)において準用する[基準省令第19条第2項](#)の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) [基準省令第109条](#)において準用する[基準省令第98条第4号](#)の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) [基準省令第109条](#)において準用する[基準省令第26条](#)の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) [基準省令第109条](#)において準用する[基準省令第36条第2項](#)の規定による苦情の内容等の記録
- (6) [基準省令第109条](#)において準用する[基準省令第104条の3第2項](#)の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 従業者の勤務の記録
(平27条例7・令3条例11・令6条例7・一部改正)

第8章 通所リハビリテーション

(記録の整備)

第16条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間([第2号](#)及び[第7号](#))に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 通所リハビリテーション計画
- (2) [基準省令第119条](#)において準用する[基準省令第19条第2項](#)の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) [基準省令第114条第4号](#)の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) [基準省令第119条](#)において準用する[基準省令第26条](#)の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) [基準省令第119条](#)において準用する[基準省令第36条第2項](#)の規定による苦情の内容等の記録
- (6) [基準省令第119条](#)において準用する[基準省令第37条第2項](#)の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 従業者の勤務の記録
(令6条例7・一部改正)

第9章 短期入所生活介護

(廊下の幅等)

第17条 指定短期入所生活介護事業所(ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。)の廊下の幅は、1.8メートル以上とし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とする。ただし、廊下の一部の幅を拡張

することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)とすることができる。

- 2 [基準省令第121条第2項](#)の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、[前項](#)の規定にかかわらず、[老人福祉法\(昭和38年法律第133号\)](#)に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 3 指定短期入所生活介護事業者(ユニット型指定短期入所生活介護事業者を除く。[次条](#)及び[第20条](#)において同じ。)が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、[柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例\(平成24年柏市条例第51号\)第16条第1項](#)及び[第2項](#)に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、[前2項](#)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(令3条例11・一部改正)

(入浴の機会の提供等)

第18条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

第19条 削除

(令3条例11)

(記録の整備)

第20条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間([第2号](#)及び[第7号](#)に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

(1) 短期入所生活介護計画

(2) [基準省令第140条](#)において準用する[基準省令第19条第2項](#)に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) [基準省令第128条第5項](#)に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) [基準省令第140条](#)において準用する[基準省令第26条](#)に規定する市町村への通知に係る記録

(5) [基準省令第140条](#)において準用する[基準省令第36条第2項](#)に規定する苦情の内容等の記録

(6) [基準省令第140条](#)において準用する[基準省令第37条第2項](#)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 従業者の勤務の記録

第21条 削除

(令3条例11)

(ユニット型指定短期入所生活介護に係る記録の整備)

第22条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間([第2号](#)及び[第7号](#)に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

(1) 短期入所生活介護計画

(2) [基準省令第140条の13](#)において準用する[基準省令第140条](#)において準用する[基準省令第19条第2項](#)に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) [基準省令第140条の7第7項](#)に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) [基準省令第140条の13](#)において準用する[基準省令第140条](#)において準用する[基準省令第26条](#)に規定する市町村への通知に係る記録

(5) [基準省令第140条の13](#)において準用する[基準省令第140条](#)において準用する[基準省令第36条第2項](#)に規定する苦情の内容等の記録

(6) [基準省令第140条の13](#)において準用する[基準省令第140条](#)において準用する[基準省令第37条第2項](#)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 従業者の勤務の記録

(共生型短期入所生活介護に係る入浴の機会の提供等)

第22条の2 共生型短期入所生活介護事業者(共生型短期入所生活介護の事業を行う指定短期入所事業者をいう。以下同じ。)は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよ

う、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

(平30条例12・追加)

第22条の3 削除

(令3条例11)

(共生型短期入所生活介護に係る記録の整備)

第22条の4 共生型短期入所生活介護事業者は、利用者に対する共生型短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 短期入所生活介護計画
- (2) 基準省令第140条の15において準用する基準省令第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 基準省令第140条の15において準用する基準省令第128条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 基準省令第140条の15において準用する基準省令第26条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 基準省令第140条の15において準用する基準省令第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 基準省令第140条の15において準用する基準省令第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 従業者の勤務の記録

(平30条例12・追加)

(基準該当短期入所生活介護に係る入浴の機会の提供等)

第23条 基準該当短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

第24条 削除

(令3条例11)

(基準該当短期入所生活介護に係る記録の整備)

第25条 基準該当短期入所生活介護事業者は、利用者に対する基準該当短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 短期入所生活介護計画
- (2) 基準省令第140条の32において準用する基準省令第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 基準省令第140条の32において準用する基準省令第128条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 基準省令第140条の32において準用する基準省令第26条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 基準省令第140条の32において準用する基準省令第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 基準省令第140条の32において準用する基準省令第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 従業者の勤務の記録

第10章 短期入所療養介護

(入浴の機会の提供等)

第26条 指定短期入所療養介護事業者(ユニット型指定短期入所療養介護事業者を除く。第28条において同じ。)は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

(令3条例11・一部改正)

第27条 削除

(令3条例11)

(記録の整備)

第28条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第2号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 短期入所療養介護計画
- (2) [基準省令第155条](#)において準用する[基準省令第19条第2項](#)に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) [基準省令第146条第5項](#)に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) [基準省令第155条](#)において準用する[基準省令第26条](#)に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) [基準省令第155条](#)において準用する[基準省令第36条第2項](#)に規定する苦情の内容等の記録
- (6) [基準省令第155条](#)において準用する[基準省令第37条第2項](#)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 従業者の勤務の記録

第29条 削除

(令3条例11)

(ユニット型指定短期入所療養介護に係る記録の整備)

第30条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間([第2号](#)及び[第7号](#)に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 短期入所療養介護計画
- (2) [基準省令第155条の12](#)において準用する[基準省令第155条](#)において準用する[基準省令第19条第2項](#)に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) [基準省令第155条の6第7項](#)に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) [基準省令第155条の12](#)において準用する[基準省令第155条](#)において準用する[基準省令第26条](#)に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) [基準省令第155条の12](#)において準用する[基準省令第155条](#)において準用する[基準省令第36条第2項](#)に規定する苦情の内容等の記録
- (6) [基準省令第155条の12](#)において準用する[基準省令第155条](#)において準用する[基準省令第37条第2項](#)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 従業者の勤務の記録

第11章 特定施設入居者生活介護

第31条 削除

(令3条例11)

(記録の整備)

第32条 指定特定施設入居者生活介護事業者(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者を除く。)は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間([第2号](#)及び[第8号](#)に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) [基準省令第181条第2項](#)に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) [基準省令第183条第5項](#)に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) [基準省令第190条第3項](#)に規定する結果等の記録
- (5) [基準省令第192条](#)において準用する[基準省令第26条](#)に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) [基準省令第192条](#)において準用する[基準省令第36条第2項](#)に規定する苦情の内容等の記録
- (7) [基準省令第192条](#)において準用する[基準省令第37条第2項](#)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 従業者の勤務の記録

(平27条例7・令3条例11・一部改正)

第33条 削除

(令3条例11)

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る記録の整備)

第34条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間([第7号](#)及び[第10号](#)に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) [基準省令第192条の8第2項](#)に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- (3) [基準省令第192条の10第8項](#)に規定する結果等の記録
- (4) [基準省令第192条の12](#)において準用する[基準省令第26条](#)に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) [基準省令第192条の12](#)において準用する[基準省令第36条第2項](#)に規定する苦情の内容等の記録
- (6) [基準省令第192条の12](#)において準用する[基準省令第37条第2項](#)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) [基準省令第192条の12](#)において準用する[基準省令第181条第2項](#)に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) [基準省令第192条の12](#)において準用する[基準省令第183条第5項](#)に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (9) [基準省令第192条の12](#)において準用する[基準省令第190条第3項](#)に規定する結果等の記録
- (10) 従業者の勤務の記録
(平27条例7・一部改正)

第12章 福祉用具貸与

(記録の整備)

第35条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間([第2号](#)及び[第8号](#))に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 福祉用具貸与計画
- (2) [基準省令第205条](#)において準用する[基準省令第19条第2項](#)の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) [基準省令第199条第7号](#)の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) [基準省令第203条第4項](#)の規定による結果等の記録
- (5) [基準省令第205条](#)において準用する[基準省令第26条](#)の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) [基準省令第205条](#)において準用する[基準省令第36条第2項](#)の規定による苦情の内容等の記録
- (7) [基準省令第205条](#)において準用する[基準省令第37条第2項](#)の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 従業者の勤務の記録
(令6条例7・一部改正)

(基準該当福祉用具貸与に係る記録の整備)

第36条 基準該当福祉用具貸与の事業を行う者は、利用者に対する基準該当福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間([第2号](#)及び[第8号](#))に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 福祉用具貸与計画
- (2) [基準省令第206条](#)において準用する[基準省令第19条第2項](#)の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) [基準省令第206条](#)において準用する[基準省令第199条第7号](#)の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) [基準省令第206条](#)において準用する[基準省令第203条第4項](#)の規定による結果等の記録
- (5) [基準省令第206条](#)において準用する[基準省令第26条](#)の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) [基準省令第206条](#)において準用する[基準省令第36条第2項](#)の規定による苦情の内容等の記録
- (7) [基準省令第206条](#)において準用する[基準省令第37条第2項](#)の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 従業者の勤務の記録
(令6条例7・一部改正)

第13章 特定福祉用具販売

(記録の整備)

第37条 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間([第2号](#)及び[第7号](#))に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 特定福祉用具販売計画

- (2) [基準省令第211条](#)の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) [基準省令第214条第7号](#)の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) [基準省令第216条](#)において準用する[基準省令第26条](#)の規定による市町村への通知に係る記録
 - (5) [基準省令第216条](#)において準用する[基準省令第36条第2項](#)の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) [基準省令第216条](#)において準用する[基準省令第37条第2項](#)の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) 従業者の勤務の記録
(令6条例7・一部改正)
- 第14章 雑則
(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(設備等に係る経過措置)

第2条 [基準省令](#)の施行の際現に存していた老人短期入所事業([介護保険法施行法\(平成9年法律第124号\)第20条](#)の規定による改正前の老人福祉法(以下この条において「旧老福法」という。)第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業をいう。)の用に供する施設(専ら当該事業の用に供するものに限る。)
又は老人短期入所施設(旧老福法第20条の3に規定する老人短期入所施設をいう。)(基本的な設備が完成されているものを含み、[基準省令](#)の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、[第4条](#)の規定により適用する[基準省令第124条第6項第1号イ](#)及び**ロ**、[第2号イ](#)並びに[第7項\(第1号を除く。\)](#)並びに[第17条第1項](#)の規定は、適用しない。
(令3条例11・一部改正)

第3条 [医療法施行規則](#)等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第3条に規定する既存病院建物内の同条に規定する旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年[医療法施行規則](#)等改正省令附則第22条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

- (1) 食堂は、内のりによる測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。
- (2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

第4条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年[医療法施行規則](#)等改正省令附則第3条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る1の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

第5条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年[医療法施行規則](#)等改正省令附則第6条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内のりによる測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

第6条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年[医療法施行規則](#)等改正省令附則第21条の規定の適用を受けるものについては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、内のりによる測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

第7条 [指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準](#)の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第28号)附則第4条第1項の規定により指定短期入所生活介護事業所であってユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなされた指定短期入所生活介護事業所は、指定短期入所生活介護事業所であってユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなす。

第8条 [指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準](#)等の一部を改正する省令(平成17年厚生労働省令第139号)附則第2条第1項の規定により指定短期入所療養介護事業所であってユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものとみなされた指定短期入所療養介護事業所は、指定短期入所療養介護事業所であってユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものとみなす。

第9条 介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則第10条第1項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第33号。以下「平成18年改正省令」という。)の施行の際現に定員4人以下であったものについては、第4条の規定により適用する基準省令第177条第4項第1号イの規定は、適用しない。

第10条 平成18年改正省令の施行の際現に存していた養護老人ホーム(建築中であったものを含む。)にあつては、第4条の規定により適用する基準省令第192条の6第4項第1号イの規定は、適用しない。

第11条 平成15年4月1日以前に指定短期入所生活介護の事業を行っていた事業所(同日において建築中のものであつて、同月2日以後に指定短期入所生活介護の事業を行う事業所となったものを含む。以下「平成15年前指定短期入所生活介護事業所」という。)であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号。以下「平成23年改正省令」という。)第1条の規定による改正前の基準省令(以下「指定居宅サービス等旧基準」という。)第140条の16第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所であつたもの(平成23年改正省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成15年前指定短期入所生活介護事業所(ユニット型指定短期入所生活介護を行う事業所を除く。)であつて、平成23年改正省令の施行後に指定居宅サービス等旧基準第140条の16第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所に該当することとなったものを含む。以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)については、平成23年改正省令の施行後最初の指定の更新までの間は、第18条の規定(一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所のうちユニット部分(指定居宅サービス等旧基準第140条の15に規定するユニット部分をいう。)以外の部分に限る。)を除き、なお従前の例によることができる。

(令3条例11・一部改正)

第12条 前条の規定にかかわらず、指定短期入所生活介護事業者は、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所について、第20条の規定の例により、記録を整備し、保存しなければならない。

第13条 第6条(第2号及び第6号に係る部分に限る。)、第7条(第2号及び第6号に係る部分に限る。)、第8条(第1号及び第5号に係る部分に限る。)、第9条(第1号及び第5号に係る部分に限る。)、第10条(第4号及び第8号に係る部分に限る。)、第11条(第2号及び第6号に係る部分に限る。)、第12条(第1号及び第5号に係る部分に限る。)、第13条(第2号及び第6号に係る部分に限る。)、第14条(第3号及び第7号に係る部分に限る。)、第15条(第2号及び第6号に係る部分に限る。)、第16条(第2号及び第6号に係る部分に限る。)、第20条(第2号及び第7号に係る部分に限り、前条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、第22条(第2号及び第7号に係る部分に限る。)、第25条(第2号及び第7号に係る部分に限る。)、第28条(第2号及び第7号に係る部分に限る。)、第30条(第2号及び第7号に係る部分に限る。)、第32条(第2号及び第9号に係る部分に限る。)、第34条(第7号及び第11号に係る部分に限る。)、第35条(第2号及び第7号に係る部分に限る。)、第36条(第2号及び第7号に係る部分に限る。))及び第37条(第2号及び第6号に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後に保存する記録について適用し、同日前に保存された記録については、なお従前の例による。

第13条の2 第4条の規定により適用する基準省令第175条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6)に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数
(平30条例12・追加)

第13条の3 第4条の規定により適用する基準省令第192条の4の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機

関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

(平30条例12・追加)

第13条の4 [第4条](#)の規定により適用する[基準省令第177条](#)及び[第192条の6](#)の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

(平30条例12・追加)

第14条 削除

(令4条例12)

(虐待の防止に係る経過措置)

第15条 令和3年4月1日から令和9年3月31日までの間、[第4条](#)の規定により適用する[基準省令第3条第3項](#)([基準省令第85条第1項](#)に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び[第37条の2](#)([基準省令第91条](#)において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、[基準省令第90条](#)の規定の適用については、[同条](#)中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(令3条例11・追加、令6条例7・一部改正)

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第16条 令和3年4月1日から令和9年3月31日までの間、[第4条](#)の規定により適用する[基準省令第30条の2](#)([基準省令第91条](#)において準用する場合に限る。)の規定の適用については、[基準省令第30条の2](#)中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(令3条例11・追加、令6条例7・一部改正)

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第17条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、[第4条](#)の規定により適用する[基準省令第31条第3項](#)([基準省令第39条の3](#)、[第43条](#)、[第54条](#)、[第58条](#)、[第74条](#)、[第83条](#)、[第91条](#)及び[第216条](#)において準用する場合を含む。)、[第104条第2項](#)([基準省令第105条の3](#)、[第109条](#)、[第140条](#)([基準省令第140条の13](#)において準用する場合を含む。))、[第140条の15](#)、[第140条の32](#)、[第192条](#)及び[第192条の12](#)において準用する場合を含む。)、[第118条第2項](#)([基準省令第155条](#)([基準省令第155条の12](#)において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))及び[第203条第6項](#)([基準省令第206条](#)において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第18条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、[第4条](#)の規定により適用する[基準省令第53条の2第3項](#)([基準省令第58条](#)において準用する場合を含む。)、[第101条第3項](#)([基準省令第105条の3](#)、[第109条](#)、[第119条](#)、[第140条](#)、[第140条の15](#)、[第140条の32](#)及び[第155条](#)において準用する場合を含む。)、[第140条の11の2第4項](#)、[第155条の10の2第4項](#)及び[第190条第4項](#)([基準省令第192条の12](#)において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

(職員の配置に係る経過措置)

第19条 令和3年4月1日以後、当分の間、[第4条](#)の規定により適用する[基準省令第140条の4第6項第1号イ](#)(2)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、[第4条](#)の規定により適用する[基準省令第121条第1項第3号](#)及び[第140条の11の2第2項](#)の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

(令3条例11・追加)

(居室に係る経過措置)

第20条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という。)の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、令和3年改正省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、令和3年改正省令第1条の規定による改正前の基準省令第140条の4第6項第1号イ(3)(後段に係る部分に限る。)の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

(令3条例11・追加)

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第21条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第32条第3項(基準省令第39条の3、第43条、第54条、第58条、第74条、第83条、第91条、第105条、第105条の3、第109条、第119条、第140条(基準省令第140条の13)において準用する場合を含む。)、第140条の15、第140条の32、第155条(基準省令第155条の12)において準用する場合を含む。)、第192条及び第192条の12において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、基準省令第204条第3項(基準省令第206条及び第216条)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(令6条例7・追加)

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第22条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第128条第6項(基準省令第140条の15及び第140条の32)において準用する場合を含む。)、第140条の7第8項、第146条第6項及び第155条の6第8項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(令6条例7・追加)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第23条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第139条の2(基準省令第140条の13、第140条の15、第140条の32、第155条(基準省令第155条の12)において準用する場合を含む。)及び第192条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、基準省令第139条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(令6条例7・追加)

^く口 衛生の管理に係る経過措置)

第24条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、第4条の規定により適用する基準省令第185条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(令6条例7・追加)

附 則(平成25年条例第22号)

この条例は、平成25年5月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第7号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定(整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。)に係る第2条の規定による改正後の柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例(以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。)第4条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。）」とあるのは、「除く。）」並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第2条第1号の規定

によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第2条の規定による改正前の基準省令第5条第2項及び第5項、第7条第2項、第40条第3項並びに第42条第2項」とする。

第3条 旧指定介護予防訪問介護又は旧基準該当介護予防訪問介護に係る第3条の規定による改正後の柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例(以下「新介護予防サービス等基準条例」という。)

第4条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。)」とあるのは、「除く。)」及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の基準省令(以下「旧介護予防サービス等基準」という。)第4条から第45条まで(当該旧介護予防サービス等基準第37条第2項及び第45条(当該旧介護予防サービス等基準第37条第2項の準用に係る部分に限る。))を除く。)」とする。

2 旧指定介護予防訪問介護又は旧基準該当介護予防訪問介護に係る第3条の規定による改正前の柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例(以下「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。)第6条及び第7条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例第6条第2号から第5号まで及び第7条第2号から第5号までの規定中「基準省令」とあるのは、「平成27年改正省令附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準」とする。

第4条 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧介護予防サービス等基準」という。)第5条第2項及び第6項並びに第7条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる当該旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第2項	指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)	介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第4条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下「第1号訪問事業」という。)に係る指定事業者
	指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業	第1号訪問事業
	指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護	指定介護予防訪問介護又は第1号訪問事業
第5条第6項	指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する	市町村の定める第1号訪問事業の
第5条第6項及び第7条第2項	指定訪問介護事業者	第1号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	第1号訪問事業
第7条第2項	指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する	市町村の定める第1号訪問事業の

2 平成27年改正省令附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準第41条第3項及び第43条第2項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものと

して市町村が定めるものに限る。)を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる当該旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第41条第3項	基準該当訪問介護(指定居宅サービス等基準第40条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。)の事業	介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第41条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下「基準該当第1号訪問事業」という。)
	同項及び同条第2項に規定する	市町村の定める基準該当第1号訪問事業の
第43条第2項	基準該当訪問介護の事業	基準該当第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準第42条第1項に規定する	市町村の定める基準該当第1号訪問事業の

第5条 旧指定介護予防訪問介護又は旧基準該当介護予防訪問介護に係る第4条の規定による改正後の柏市指定地域密着型サービス事業人員設備運営基準等条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第5条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。)」とあるのは、「除く。)」及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第2条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第3条の規定による改正前の基準省令第3条の4第2項」とする。

第6条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護(以下「旧指定介護予防通所介護」という。)又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。)に係る新指定居宅サービス等基準条例第4条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。)」とあるのは、「除く。)」並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第4条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第2条の規定による改正前の基準省令第93条第1項第3号及び第8項、第95条第4項、第106条第1項第3号及び第7項並びに第108条第4項」とする。

第7条 旧指定介護予防通所介護又は旧基準該当介護予防通所介護に係る新介護予防サービス等基準条例第4条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。)」とあるのは、「除く。)」並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の基準省令(以下「旧介護予防サービス等基準」という。)第8条から第14条まで(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第15条(当該旧介護予防サービス等基準第107条において準用する場合に限る。)、第16条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第17条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第19条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第21条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第23条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第24条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第30条から第33条まで(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第34条第1項から第4項まで(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第34条第5項及び第6項(当該旧介護予防サービス等基準第107条において準用する場合に限る。)、第34条の2(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第36条(当該旧介護予防サービス等基準第

107条及び第115条において準用する場合に限る。), 第96条から第115条まで(当該旧介護予防サービス等基準第106条第2項及び第115条(当該旧介護予防サービス等基準第106条第2項の準用に係る部分に限る。)を除く。), 第179条, 第180条第4項, 第183条第1項並びに第184条」とする。

- 2 旧指定介護予防通所介護又は旧基準該当介護予防通所介護に係る旧指定介護予防サービス等基準条例第13条及び第14条の規定は, なおその効力を有する。この場合において, 旧指定介護予防サービス等基準条例第13条第2号から第4号までの規定中「基準省令」とあるのは「平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準」と, 同条第5号中「基準省令第107条において準用する基準省令第35条第2項」とあるのは「平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準第105条の2第2項」と, 第14条第2号から第4号までの規定中「基準省令」とあるのは「平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準」と, 同条第5号中「基準省令第115条において準用する基準省令第35条第2項」とあるのは「平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準第115条において準用する平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準第105条の2第2項」とする。

第8条 平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準第97条第1項第3号及び第8項並びに第99条第5項の規定は, 旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において, 次の表の左欄に掲げる当該旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は, それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第97条第1項 第3号	指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)	介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員, 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第96条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下「第1号通所事業」という。))に係る指定事業者
	指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。))の事業	第1号通所事業
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護等	指定介護予防通所介護又は第1号通所事業
第97条第8項	指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までに規定する	市町村の定める第1号通所事業の
第97条第8項 及び第99条 第5項	指定通所介護事業者等	第1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護等の事業	第1号通所事業
第99条第5項	指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する	市町村の定める第1号通所事業の

- 2 平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準第112条第1項第3号及び第7項並びに第114条第4項の規定は, 旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧基準該当介護予防通所介

護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる当該旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第112条第1項第3号	基準該当通所介護(指定居宅サービス等基準第106条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。)の事業	介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第112条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下「基準該当第1号通所事業」という。)
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	当該基準該当介護予防通所介護又は基準該当第1号通所事業
第112条第7項	指定居宅サービス等基準第106条第1項から第5項までに規定する	市町村の定める基準該当第1号通所事業の
第112条第7項及び第114条第4項	基準該当通所介護の事業	基準該当第1号通所事業
第114条第4項	指定居宅サービス等基準第108条第1項から第3項までに規定する	市町村の定める基準該当第1号通所事業の

(平28条例21・一部改正)

第9条 旧指定介護予防通所介護又は旧基準該当介護予防通所介護に係る新地域密着型サービス基準条例第5条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。）」とあるのは、「除く。）」及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第3条の規定による改正前の基準省令第131条第13項」とする。

第10条 整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る新介護予防サービス等基準条例第4条の規定により適用する平成27年改正省令第5条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下「新介護予防サービス等基準」という。)第260条第2項の規定の適用については、同項中「指定事業者(」とあるのは、「指定事業者(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。）」とする。

2 新介護予防サービス等基準条例第4条の規定により適用する新介護予防サービス等基準第260条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合における同条の規定の適用については、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。)、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス(以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。)に該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(次項において「指定介護予防訪問介護」という。))と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する同条第7項に規定する介護予防通所介護(次項において「指定介護予防通所介護」という。))と、同条第4項第1号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第2号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

附 則(平成28年条例第21号抄)
(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第4号。以下「平成30年改正省令」という。)第1条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第84条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次項において同じ。)が行うものに係る第2条の規定による改正後の柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例第4条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。)」とあるのは、「除く。)」並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第4号。以下「平成30年改正省令」という。)附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成30年改正省令第1条の規定による改正前の基準省令第84条から第86条まで及び第89条第3項」とする。

附 則(平成30年条例第21号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第11号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第12号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第7号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第7条の規定は、同年6月1日から施行する。